

# 愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

## 目次 条 例

○愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例	第53号	(健康対策課)	2
○中小企業者等向け融資の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例	第54号	(中小企業金融課)	2
○愛知県手数料条例の一部を改正する条例	第55号	(建築指導課)	3
○愛知県豊橋浄水場の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の一部を改正する条例	第56号	(水道計画課)	3

### 本号で公布された条例のあらまし

#### ◇愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例（条例第53号）

- 1 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき特定医療費の支給認定の申請に係る事実について審査する事務（負担上限月額額の算定に係るものに限る。）等を一宮市に移譲することとした。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

#### ◇中小企業者等向け融資の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例（条例第54号）

- 1 産業競争力強化法の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

#### ◇愛知県手数料条例の一部を改正する条例（条例第55号）

- 1 建築基準法の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

#### ◇愛知県豊橋浄水場の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の一部を改正する条例（条例第56号）

- 1 公共施設等運営権の対象施設に愛知県豊橋南部浄水場等を追加することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

# 条 例

愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十五日

愛知県知事 大村 秀章

## 愛知県条例第五十三号

### 愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例

愛知県事務処理特例条例（平成十一年愛知県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。  
別表第六中三十九の項を四十の項とし、二十七の項から三十八の項までを一項ずつ繰り下げ、  
同表の二十六の項中「平成二十六年法律第五十号。」を削り、同項を同表の二十七の項とし、同表  
の二十五の項の次に次の一項を加える。

<p>二十六 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）第一条第一項に規定する負担上限月額算定に係るものに限る。）</p> <p>(一) 法第七条第一項の規定により法第六条第一項の申請に係る事実について審査すること。</p> <p>(二) 法第十条第二項の規定により同条第一項の申請に係る事実について審査すること。</p>	<p>一宮市</p>
---	------------

### 附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

中小企業者等向け融資の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十五日

愛知県知事 大村 秀章

## 愛知県条例第五十四号

### 中小企業者等向け融資の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

中小企業者等向け融資の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成二十四年愛知県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号ハ中「第二条第二十一項」を「第二条第二十二項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十五日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十五号

愛知県手数料条例の一部を改正する条例

愛知県手数料条例（平成十二年愛知県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第十四 建築確認等事務の項中「第十八条第二十四項第一号」を「第十八条第三十八項第一号」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

愛知県豊橋浄水場の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十五日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十六号

愛知県豊橋浄水場の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の一部を改正する条例

愛知県豊橋浄水場の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例（令和六年愛知県条例第三号）の一部を次のように改正する。

題名中「愛知県豊橋浄水場」を「愛知県豊橋浄水場等」に改める。

第一条中「愛知県豊橋浄水場（愛知県公営企業の設置等に関する条例（昭和五十五年愛知県条例第三号）第一条第一号に掲げる水道事業の用に供する浄水場として豊橋市東小鷹野二丁目に再整備をする施設をいう。以下同じ）」を「次に掲げる施設（以下「愛知県豊橋浄水場等」という）に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 愛知県豊橋浄水場（愛知県公営企業の設置等に関する条例（昭和五十五年愛知県条例第三号）第一条第一号に掲げる水道事業の用に供する浄水場として豊橋市東小鷹野二丁目に再整備をする施設をいう。）
- 一 愛知県豊橋南部浄水場（愛知県公営企業の設置等に関する条例第一条第一号に掲げる水道事業及び同条第二号に掲げる工業用水道事業の用に供する浄水場として豊橋市老津町に設置されている施設をいう。）
- 三 前二号に掲げる施設に原水を供給するための取水施設及び導水施設

第二条の見出し中「愛知県豊橋浄水場運営等業務」を「愛知県豊橋浄水場等運営等業務」に改め、同条第一項中「愛知県豊橋浄水場の運営等（法第二条第六項に規定する運営等をいう。以下同じ。）の」を「第四条に規定する」に、「愛知県豊橋浄水場運営等業務」を「愛知県豊橋浄水場等運営等業務」に改め、同条第二項中「愛知県豊橋浄水場運営等業務」を「愛知県豊橋浄水場等運営等業務」に改め、同項第一号中「愛知県豊橋浄水場」を「愛知県豊橋浄水場等」に改め、同項第二号中「運営等」の下に「（法第二条第六項に規定する運営等をいう。以下同じ。）」を加える。

第三条中「愛知県豊橋浄水場運営等業務」を「愛知県豊橋浄水場等運営等業務」に改める。

第四条中「愛知県豊橋浄水場運営等業務」を「愛知県豊橋浄水場等の運営等の業務（污泥の処理に係る業務のうち公営企業管理者が定める業務を除く。）」に改める。

第五条中「愛知県豊橋浄水場」を「愛知県豊橋浄水場等」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。